

## 相続に関する手続き

	項目	期日	備考
<input type="checkbox"/>	相続人の調査・確定	すみやかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。亡くなられた方の本籍地の市区町村で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input type="checkbox"/>	遺言書の探索		<p>自筆証書遺言は、自宅で探索又は法務局で調査してください。公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。</p> <p>【問い合わせ先】 岐阜地方方法務局 大垣支局 ☎0584-78-3347 大垣公証役場 ☎0584-78-6174</p>
<input type="checkbox"/>	遺言書の検認		<p>法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。</p> <p>【問い合わせ先】 岐阜家庭裁判所 大垣支部 ☎0584-78-6184</p>
<input type="checkbox"/>	相続財産の調査		<p>被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、市役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることが出来ます。</p> <p>【問い合わせ先】 税務課 固定資産税係 ☎0584-53-1116</p>
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		<p>共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や市役所等へ提出するための遺産分割協議書の作成が必要となります。</p>

	項目	期日	備考
<input type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3か月以内	<p>被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認下さい。</p> <p>【問い合わせ先】                      岐阜家庭裁判所 大垣支部                      ☎0584-78-6184</p>
<input type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	4か月以内	<p>被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。</p> <p>【問い合わせ先】                      大垣税務署                      ☎0584-78-4101</p>
<input type="checkbox"/>	相続税の申告・納付	10か月以内	<p>各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。</p> <p>基礎控除額=3,000万円+600万円                      ×法定相続人の数</p> <p>【問い合わせ先】                      大垣税務署                      ☎0584-78-4101</p>

MEMO

---



---



---

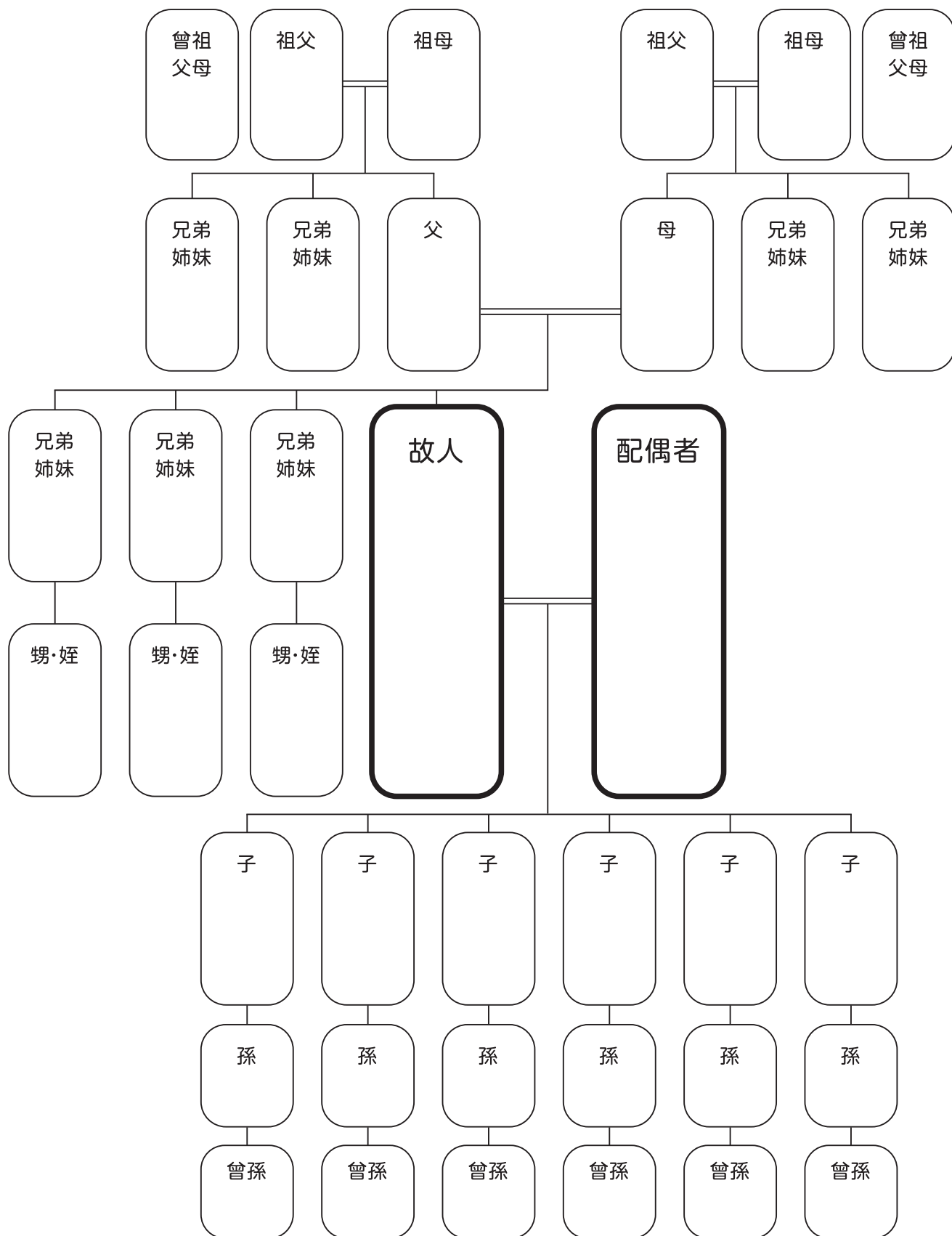


---



---

## ご遺族メモ/家系図(3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらおう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP([http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7\\_000013.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html))を御覧ください。

## ご遺族メモ/故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

## 戸籍等の郵便請求について

## 戸籍謄抄本等郵送請求書

令和 年 月 日

申請者	住所	〒
	氏名	
	電話	(日中連絡のつく電話番号)

## 必要な証明についてご記入ください

本籍地			
筆頭者		必要な人の 氏名	
戸籍全部事項証明(戸籍謄本)		450円	通
戸籍個人事項証明(戸籍抄本)		450円	通
改製原戸籍		750円	通
除籍謄本		750円	通
戸籍の附票(全部・個人:氏名 から ) の住所の記載あるもの		300円	通
身分証明書(本人以外は委任状が必要)		300円	通
独身証明書(本人以外は委任状が必要)		350円	通

## 使用目的

 戸籍届提出用     パスポート用     年金手続用

 相続用(氏名 続柄 )が死亡したことによる手続きで

死亡の記載のあるもの 通

出生から死亡まで 組

出生から婚姻まで 組

婚姻から死亡まで 組

 その他(以下の理由のため)

※コピーしてお使いください。

## <戸籍等の郵送請求について>

郵送請求を行う場合、以下の書類が必要になります

### ① 申請書

戸籍謄抄本等郵送請求書をご利用ください。

詳しい内容をお伺いする場合があります。必ず連絡の取れる電話番号をご記入ください。

### ② 手数料

・郵便局で**定額小為替**を購入し、同封してください。(切手、収入印紙は取り扱いできません。)

・手数料は郵送請求書に記載の通りです。一通分の金額ですので、必要通数分ご用意ください。

### ③ 申請者の本人確認書類(コピー)

申請される方の本人確認および**返送先の住所確認のために**、運転免許証やマイナンバーカード表面(顔写真側)、保険証(両面)等の写しを同封してください。(パスポートには住所の記載がないため、本人確認書類として取り扱いできません。)

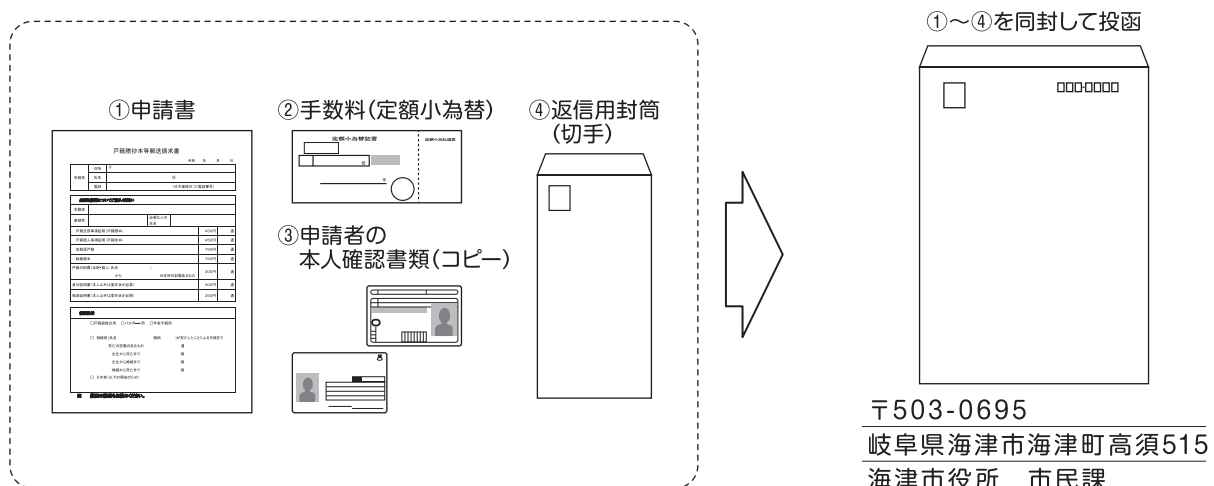
### ④ 返信用封筒(切手)

申請された方の住所・氏名を記入した封筒に、切手を貼って同封してください。

複数の戸籍を請求される場合、封筒の大きさや重量を考慮して切手を余分に同封してください。

速達や簡易書留での返送を希望される場合はその金額分の切手を貼ってください。

※詳しい郵便料金については郵便局へお尋ねください。



### ⑤ その他必要書類

・申請者の氏名の記載がない戸籍を請求される場合は、請求された戸籍と申請者との関係を証明する戸籍等の写し(コピー)を同封してください。

・代理人として申請される場合は**委任状(原本)**の同封が必要となります。

※その他不明な点についてはお問い合わせください。(海津市役所 市民課 0584-53-1114)



花立や火立の  
お磨きが大変…

そんなお客様には…

**金メッキ加工**

お仏壇の  
傷んだ所や  
電気配線が  
気になる…

そんなお客様には…

**修理・交換**

お仏壇をきれいに  
したいなあ…

そんなお客様には…

**お洗濯・清掃**

お仏壇を  
新調したいなあ…

そんなお客様には…

**御仏壇各種  
取り揃えて  
おります**



線香や仏具等小物類のお届け…等々

**仏事の事なら  
なんでもご相談ください！**

**海津店**



TEL (0584) 53-2502  
岐阜県海津市海津町鹿野1263  
●定休日/火曜日

**羽島店**



TEL (058) 391-5870  
岐阜県羽島市福寿町浅平3-54  
●定休日/火曜日

**名古屋本店**



TEL (052) 322-2855  
名古屋市中区門前町4-29  
●年中無休

**価格・納期等お気軽にお問い合わせ下さい。**

**謝恩クーポン**

●こちらの広告をご持参いただいた方

お買い上げ商品の合計金額より**10%OFF** お客様カードと併用可

お仏壇は家族の心の拠り所です  
いつもどこでも  
仏様、ご先祖様に感謝を込めて

ご存知  
ですか？

# 死後手続きは 生前から始められます！

こんな方に  
おすすめ  
です

- ☑ 自分の死後の手続きは誰がやってくれるのか不安。
- ☑ 自分が認知症になったとき誰がサポートしてくれるのか不安。
- ☑ 介護施設の入居や転居のタイミングで誰に身元保証を依頼すればいいかわからない。



## わたしの死後手続きで相談して始めましょう！

POINT  
1

専任コンサルタントの  
手厚いサポート

POINT  
2

ご紹介する専門家は  
お住まいのエリアで安心

POINT  
3

必要な手続きを  
一貫して行います

まずはお気軽にお問い合わせください

通話料  
無料

☎ 0120-487-413

受付時間

9:00～17:30 (年中無休)

**鎌倉新書**  
Kamakura Shinsho

「わたしの死後手続き」は、東証プライム上場(証券コード:6184)の鎌倉新書が運営しています。

運営会社:株式会社 鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184) 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1兼松ビルディング3階 代表:03-6262-3521 主な事業内容:(1)供養サービス事業 (2)供養関連書籍出版事業 (3)相続サービス事業

# 遺品の整理はお済みでしょうか？

## 安心できる遺品整理で解決！



### POINT 1 選べる見積もり方法



ご自宅に訪問して



対面なしで安心



写真送付で最短30分

まずはLINEでお友達登録！

LINE登録後、3つのお見積もり方法で  
すぐにご依頼いただけます。



### POINT 2 一人ひとりを手厚く

ご相談から施行まで、専任コンシェルジュが  
一人ひとりに寄り添ってサポートいたします。

### POINT 3 比較もかんたん

価格やサービスを比較できる、複数業者の  
一括見積もりをご利用いただけます。

通話料  
無料

☎ 0120-964-850

受付時間 9:00～18:00 (年中無休)

安心できる遺品整理

**鎌倉新書**  
Kamakura Shinsho

「安心できる遺品整理」は、東証プライム上場(証券コード:6184)の鎌倉新書が運営しています。

運営会社:株式会社 鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184) 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1兼松ビルディング3階 代表:03-6262-3521 主な事業内容:(1)供養サービス事業 (2)供養関連書籍出版事業 (3)相続サービス事業



発 行 海津市  
編 集 / 制 作 株式会社鎌倉新書  
発 行 年 2023年4月作成

このハンドブックは、広告主の協賛により作成されたものです。